

第3回鳥取市緑の基本計画検討委員会 議事録

1 日 時 令和8年1月29日(木) 午後1時30分～午後3時00分

2 場 所 鳥取市役所本庁舎4階 会議室4-2

3 出席者

(1)委員

永松 大 委員、加藤 禎久 委員、砂川 重雄 委員、花本 浩児 委員
大塚 清隆 委員、土橋 周美 委員、有田 裕 委員

(2)オブザーバー

鳥取県 生活環境部 暮らしの安心局 まちづくり課長 森山 倫男
鳥取県 生活環境部 自然共生社会局 自然共生課長 中尾 和直

(3)事務局

鳥取市 都市整備部 山根 陽一 部長、河田 耕一 次長兼都市企画課長
都市企画課 三谷 哲 主査兼都市計画係長、大北 篤 主任、竹内 美絵 技師

4 議事

(1)市民政策コメントの実施結果について

(2)最終案について

(3)その他

5 議事概要

● 開会

山根都市整備部長より挨拶

● 議事の説明

事務局より、資料を用いて議事(1)(2)を一括して説明

● 議事について

永松会長

それでは、最初に私から一つお伺いしたいと思います。市民政策コメントの意見 No.3の方は、主に緑の質をおっしゃっていて、その中で鳥取らしさを象徴する緑とありますが、「質の向上」にも関係することだと思えます。今回の改定案では、「質の向上」と何度も出てきますが、この「質の向上」というのは、具体的にはどういうことなのか、何を指しているのか、改めて教えていただきたい。

計画を読んだときに、「質の向上」が何を指すのかイメージできるものであるといいのではないかと思います。

事務局

「質の向上」については、第1章-17～19で課題及び改定の方向性の中で整理しています。そこでは、鳥取らしさであるとか、景観に関するものではなく、どちらかというと、公園の植栽管理、雑草や荒廃地などへの対応が主なものになります。

もちろん、景観等に関するものについても施策への位置づけはありますし、例えば鳥取市景観計画の改定も並行して進めています、相互に関連しているものです。しかし、この度の改定案における「質の向上」とは、主に維持管理に関するものと考えています。

永松会長

第1章-19「改定の方向性①」が該当する箇所ではないかと思いますが、主に維持管理ということであれば、それに結びつくような表現がされているか、各項がそうなるかどうか、改めて確認いただけたらと思います。

その他、いかがでしょうか。

砂川委員

私は農業委員会の委員として、この委員会に出席していますが、現実、現場の方では、これから耕作放棄地がどんどん出てくる状況にあると考えています。そして、その受け皿が全く整備されていない状況にあります。

景観に関しても、やはり耕作放棄地の増加をすごく危惧するところで、それを克服して地域を活性化させるということがとても難しい状況です。

農業を担う人はどんどん減っていて、農業は大規模農業に移行しています。国がそのように誘導しているのがありますが、それに伴い畦（あぜ）なんかは薬剤で（雑草を）処理しています。それがSDGsというか、持続可能な農業になるかと言えば、私は疑問に思っています。大規模でコスト削減と言えばよく聞こえますが、要は手抜きなんです。

雑草は、やはり刈らないといけません。枯らしてしまうと、今度は別の害が出ます。これだけ温暖化が激しくなって集中豪雨があると、川は一気に洪水になります。それは皆さんもニュースなどでご存知だと思います。幕末にイギリスから来られた外交官の方が日本の川を見て、「全て滝だ」と言ったようです。海外の方からしたら、日本の河川は全て滝に見るぐらい流れが早い。それがもっとひどくなるんです。

景観を維持するということは、環境を維持することに繋がるので、その辺も踏まえて、将来的な検討を加えていかないといけないのですが、その視点が少し欠けてるのではないかなと思いました。

永松会長

緑の基本計画には農地も含まれると思いますが、農地については、主に農業関係の部署が担当することになるのでしょうか。例えば、農地の防災に関しては地域防災計画、農地の保全に関しては農業振興地域整備計画などが担うのでしょうか。

事務局

はい。本計画で対象とする緑には農地も含まれており、各施策への位置づけもあります

が、農地の個別施策などについては、農業関係の部署が担っています。

永松会長

農地に関しては、第3章-2「施策の体系」の担当部署に農林水産部と記載されていますし、個別の施策については、第3章-3「農地の維持・保全」などが該当するというのでしょうか。

加藤副会長

市民政策コメントで寄せられた意見を拝読して、意見 No.3の方が緑の基本計画の核心を突いたコメントをされていると思いました。緑の質というか、鳥取市がどのような緑を長期的に重要だと考え、保全していくのかという点についてよい意見をいただいたように思います。

また、市民政策コメントでは3名の方にご意見をいただいたということですが、この3名というのはどうなのでしょう。例えば、議会などで3名だと少なすぎるのではないかと問われた場合、どのように回答されるのでしょうか。他の計画等では、大体何名ぐらいの方がコメントされているのか、教えていただきたい。

事務局

本計画と同時期に、鳥取市景観計画の改定に関する市民政策コメントを実施しました。そちらでは4名の方からご意見をいただき、1人当たり複数意見がございましたので、意見総数としては14件という結果でした。

市民政策コメントの周知については、鳥取市報、本市公式ウェブサイトへの掲載など、また今回の新たな取り組みとして、鳥取大学と鳥取環境大学、東部の県立高校へも周知を行いました。そこで意見提出を募ったところですが、このような結果となりました。

加藤副会長

私もゼミ生に声をかけたんですが、実施時期が年末年始で、学生は帰省したり色々忙しい時期で、時間が取れなかったのではないかと思います。

永松会長

私も大学で周知・広報をしてみました、同じようなお話かなと思います。

委員の皆様、順番にご意見を聞いてみましょうか。大塚委員、いかがでしょうか。

大塚委員

計画としては、概ねよいのではないかと思います。

やはり重要なのは、品質のところ、質の向上ではないでしょうか。緑は生き物ですので、維持管理の善し悪しで、緑はより安全で、美しく成長するものにもなりますし、危険なものにもなります。その質の向上というところで、もう少しアピールといいますか、前面に押し出せるものがあったらよいのではないかと思います。

土橋委員

第1章-18にあります本市の現況を踏まえた課題の中で、市民政策コメントの意見にもありました公園の管理について、少子高齢化を踏まえた持続可能な維持管理と記載され

ていますが、実際にこれはできるのでしょうか。公園がたくさんあっても管理ができないために、利用者が少ないとか、そういう問題がこれからどんどん出てくるんじゃないかと思えます。地域と一緒にってというようなことも記載がありますが、地域の方は高齢化がどんどん進んで、なかなか多くの方が公園の管理などに出てこれなくなっている現状もありまして、きちっと管理できるような方法がないのかなと考えております。

有田委員

第1回の検討委員会でも質問して、事務局にお答えいただきましたが、この緑の基本計画は、個々の計画や事業を進める強制力がないとのことで、どちらかという将来に向けてのアウトラインというかイメージというか、市民の皆さんに緑に関する市の考えを示すものだと思っています。その点では、よくできた計画だと思います。

ただ、問題はこれからでして、計画を作ったからそれで終わりとするのではなく、だれがそれを誘導していくのか。先ほど、永松会長や砂川委員がおっしゃった質という面でのフォローというか、監視が必要で、5年先10年先に見直しますと言っても、何か机上の仕事だけで終わってしまうのではないかという気がするんです。

事務局

はい、ありがとうございます。

改定した計画を実行していくにあたっては、各施策を実施する担当課へ投げかけ等を行うと共に、連携していく仕組みを検討する必要があると考えています。

また、大塚委員から質の向上についてご意見いただきましたが、袋川の桜土手では、桜1本1本のカルテを作成し、維持管理をするだけでなく、さらに質を高めていく取り組みも行っています。

土橋委員からは公園の維持管理についてご意見いただきましたが、市民アンケート結果のとおり、利用者が少ないということで、引き続き魅力ある公園づくりが必要と考えています。ソフト面での対策になるかと思いますが、それらを展開することで、公園を利用してもらい、公園を守っていくことに繋がりたいと考えています。

花本委員

計画としては、非常にまとまってきたなと思う一方、正直に言うと、もう少し勢いというか、アピールできるものが一つあるとよいかと感じました。市民政策コメントの話で永松会長からも発言がありましたが、やはりその質というのは緑地をメンテナンスすることだけではなく、安心・安全、防災、環境負荷の低減などがあり、質を上げていくことが序章-2にある「緑の機能」向上に繋がってくるものだと思います。

それと、このような基本計画を実行するにあたっては、縦割りではなくて、市内部で横の繋がりができて、最終的に全ての取り組みが繋がっていくことを望んでいます。

永松会長

ありがとうございます。そうですね、皆さんおっしゃる通りだと思います。

ご意見を伺う中で、計画はよいとして、どのように実効性のあるものにしていくのかと

いうところが気になっているのだと思います。

今回改定する基本計画は、2026年度から2040年度が対象期間ということなのですが、計画の進捗を確認するような、実効性を担保するためのプロセスは何かお考えでしょうか。

有田委員

それに関連して、今永松会長がおっしゃったような取り組みは簡単だと思うんです。

行政は縦割りですから、計画ができたなら都市企画課が中心になって、プロジェクトチームを定期的にやればいいのかと思います。

事務局

序章-10に中間年として令和15年度(2033年度)を設定しており、当然中間年度においては評価検証の実施を予定しています。先ほど有田委員がおっしゃったように、関係課を集めて情報共有するとともに、各施策の推進体制を展開していきたいと考えています。

永松会長

それこそ計画で終わらないように、実際に質の向上を図れるようお願いできますと思います。

その他、ご意見ありますでしょうか。せっくなのでオブザーバーの方々にもご発言をいただければと思います。

森山オブザーバー

鳥取県まちづくり課の森山です。オブザーバーとして発言をさせていただきたいと思っています。この鳥取市緑の基本計画ですが、緑といいますと、幅広いジャンルがございまして、そういった中よくまとめられて、大変素晴らしい計画を作られたというのが率直な感想でございます。

委員の皆様からもありましたが、計画を作ったら実行していくPDCAサイクル、その取り組みが必要ではないかという意見があったかと思っています。

計画の中には、県の事業も取り入れていただいておりますので、進捗管理などのチェックは協力をさせていただけたらと思っています。

改めて、よくこの短期間でまとめられたかと思っていますので、この計画をやはり実行していき、より市民の皆様が緑を感じて暮らせる、そのような生活に繋がっていけばいいなと思います。

中尾オブザーバー

鳥取県自然共生課の中尾です。やはり委員の皆様から意見が出ていますとおり、計画の進捗管理が一番の肝になってくるのではないかと考えています。

鳥取県では、政策目標というものを数値的に作って、基本は半期に一度点検を行い、必要なアクションが何かという整理を行っています。最近の例では、鳥取砂丘未来会議で鳥取砂丘のランドデザインを15年ぶりに改訂しました。その議論と並行して、そのランドデザインを実現するための行動計画もあわせて作ったところです。

その行動計画は、ランドデザインの内容を誰がどのぐらいのスパンで実現させていくのかということ、約 80 項目に及んで整理をして、令和 8 年度からそれを実現するためのワーキンググループを組んで、そこで議論をして実行していこうという体制を整えたものです。

ぜひとも体制を整えていただいて、実効性のあるものにしていただければと思います。

永松会長

はい。ありがとうございます。今ご紹介ありましたけれども、例えば行動計画を作るなど、実効性のあるものにするため、市の方でもこれから考えていただきたいと思います。

一点確認ですが、参考資料の中に市民コメントの実施結果は掲載しないのでしょうか。

事務局

市民政策コメントも参考資料に掲載します。

永松会長

はい、ぜひ掲載していただければと思います。

それと、参考資料-34 の名木古木の指定について、他に国や県の指定などもあり得るかと思うのですが、鳥取市内に存在している国や県の指定されている樹木について、もし調べがつくようでしたら参考資料に載せることはできますでしょうか。

事務局

はい、検討させていただきます。

一点事務局から確認です。参考資料-59 に検討委員会の委員名簿を掲載しています。現行計画にも委員名簿が掲載されていることから、今回も掲載させていただこうかと思うのですが、委員の皆様よろしいでしょうか。

永松会長

はい、ありがとうございます。

所属団体名等は少しご意見があるかもしれませんが、皆様よろしいですか。特にご意見等ございませんね。

花本委員

旧市役所の跡地が防災公園として令和 8 年 3 月 20 日にオープンということでお聞きしているのですが、それは計画には反映はされているのでしょうか。どこかに載っていましたか。

事務局

第 4 章-5 の中心市街地の緑化イメージ図で、旧市役所跡地は「TORIKOI PARK (とりこいぱーく)」としています。

花本委員

これは私の感想ですが、防災公園というものは緑地より空地为優先するものになるのですね。木が少なく、少し寂しい感じがしました。

土橋委員

この計画は、広場には建物を建てずに、他でもやっているような出店をしたり、そういうのに使おうという意見があって、それと災害時の避難所として活用するということができたものだったと思います。

永松会長

はい、ありがとうございます。

第4章-3の現況概要に市役所の庁舎移転のことも記載がありますし、令和8年3月にオープンするというのであれば、「TORIKOI PARK (とりこいぱーく)」のことも記載されてもいいのではないのでしょうか。ご検討ください。

それと、もしご存知だったら教えてください。第4章-7ウ緑化推進の施策の中に「汽水化により消滅したハスなど水生植物の再生・回復」と記載がありますが、具体的に進められる計画があるということでしょうか。

事務局

第4章-6に記載していますが、具体的な計画としてございます。

永松会長

わかりました、ありがとうございます。ぜひ進めていただければと思います。

第4章-4に記載されている袋川緑地の桜並木については、具体的に進めていただいていると思いますし、湖山池公園についても積極的に進めていただいて、しっかりと成果が出るようお願いしたいと思います。

加藤副会長

一点確認です。今回の資料に概要版はありませんが、最終的には改定する基本計画と併せて概要版も公開されるということでしょうか。

事務局

はい、概要版も公開します。

加藤副会長

市民のアンケートの結果が実際の政策にどのように反映されているのか、概要版にはその関係性が示されていたと思うので、併せて公開をしていただきたいと思います。

また、今回この検討委員会をお受けしたのは、参考資料-55にもありますように、令和6年の都市緑地法改正で緑の総合的な方針が示されており、その内容を今回の計画改定に合わせてうまく組み込んでいきたいという想いがあったからです。

グリーンインフラも含めて色々と意見を出させていただいたんですが、国の大きな方針もうまく組み込まれていて、よい改定案ができたのではないかと思います。委員として関わられたことも嬉しく思います。

永松会長

はい、ありがとうございます。

その他、お気づきの点等何かございますでしょうか。

砂川委員

個人的な意見ですが、私の住んでいる地域や、鳥取市の街中でもそうですが、やはり庭木の剪定が高齢化で難しくなっています。業者さんも少なくなっていて頼んでもすぐに来てもらえないし、費用の面でお願いできないこともあったり、個人的に相談を受けることが多いです。やはりその辺の支援が必要で、行政としてできないのは承知の上ですが、何とか地域でサポートできないのかなと、日頃から思っています。

例えば、シルバー人材センターで剪定講座の講師をやった経験があるんですが、60歳を超えた方でも受講される方が非常に多くて、ニーズがあるんだなと感じました。しかし、剪定は危険な作業です。脚立を使う高所作業も多いし、事故も多いし、結局は業者に依頼せざるを得ないため、(剪定作業を行う人手不足の解消には)効果がないということで講座は打ち切りになったんです。

剪定の基本的なことを教わるだけでも全然違いますから、多少お金を取ってでも講座に来られる方はいると思いますので、何とかできないものかなと思う次第です。そのようなニーズはすごくあると思います。

永松会長

はい、ありがとうございます。

今のお話は、第3章-2 施策の体系「みんなで支える緑の輪」の「緑を育む人材の育成」と「市民参加の仕組みの充実」に関わってくるものかと思います。第3章-12に具体的な記載がありますが、高齢化の中でどうやって緑を支える人材を確保していくのかということかと思います。

大塚委員

先ほど砂川委員がおっしゃった通りだと思います。

我々造園協会としましても、なかなか手が回らないのが実情です。

私も「みどりの伝道師」をさせていただいていますが、「みどりの伝道師」を知らない方がたくさんおられるんじゃないでしょうか。また、「みどりの伝道師」の数も少ないです。私たち造園協会も上手く利用させていただきながら、数も増やしていくのも一つの方法かなと思います。

砂川委員

私の地域でも、小学校・中学校ではPTAが剪定作業をしていますが、素人なので事故が起きたら困るということで、とても苦労したみたいです。

この度、「みどりの伝道師」という制度を初めて聞きましたので、知らない方も多いのではないかと思います。

大塚委員

これからは、危険な作業は我々プロに任せてもらい、それ以外のものは自分たちでするなど、そのような感じになるのではないかと思います。

それと、参考資料の中でもいいのですが、例えば、この大きさの木が年間にCO2をこれ

だけ吸収しますという資料があれば、市民の方たちも緑化の意味を理解しやすいのではないのでしょうか。樹木の中には、落葉樹もあれば常緑樹もありますし、芝生なんかもCO2を吸収しています。

参考資料の中にそのような資料を入れていただけると、皆さん興味を示されるのではないのでしょうか。

永松会長

大塚委員からは、前回の検討委員会でもご意見いただきましたね。

それと「みどりの伝道師」のお話ですが、第3章の中にも様々な県の制度が記載されていますが、県の制度の活用にあたって、県との連携について具体的な方法等はあるのでしょうか。県の方からもコメントがあればお願いします。

森山オブザーバー

第1章-13に記載いただいている、「花と緑のまちづくり支援事業補助金」は、市町村への補助事業ということになっておりまして、市町村で予算化されて財源の内訳に県費を入れていただきますが、事業の募集等は市町村でしていただく必要があります。

それと「みどりの伝道師」の派遣制度については、大塚委員からPRが少し足りていないのではとご指摘をいただきましたが、県政だよりやホームページに掲載してPRをしているところですが、県政だよりも毎月掲載しているわけではありませんが、掲載した月は申し込みが多くあります。引き続き、制度のPRはしっかり行っていきたく思っております。委員の皆様におかれましても、事業の普及啓発にご協力をいただけたらと思っております。

中尾オブザーバー

県制度について県市の連携というお話ですが、県ではチラシを作成したり、ホームページに掲載等して普及啓発していますが、一番効果があったと実感しているのは、鳥取市報に掲載していただくことです。毎年のように春になるとオオキンケイギクという外来生物の防除について掲載いただいておりますが、必ず問い合わせがあります。

第3章-11の「とっとり生物多様性アドバイザー派遣制度」はちょうど2年目ですが、まだまだ新しい制度で周知も十分ではありませんで、「みどりの伝道師」等も含めて市報に掲載いただくのが非常に効果的であると思っております。

永松会長

はい、ありがとうございます。

効果的な周知などについてご紹介いただきましたので、ぜひ活用いただければと思います。よろしく申し上げます。

本日は、この緑の基本計画の改定案につきましては最後の議論の機会となりますが、大体意見は出尽くしたと考えてよろしいのでしょうか。

もし最後にご発言等があればと思いますが、よろしいですか。

短い期間ではありましたが、本日もいただいた意見も含めて基本計画の改定案が

定まったということにさせていただければと思います。どうもありがとうございました。

それでは事務局の方へお返ししたいと思います。

事務局

はい、永松会長ありがとうございました。

皆様にご協力いただき、スムーズに進行していただきありがとうございました。

本日の委員会につきましては議事録を作成し、発言内容などを会長及び副会長にご確認いただいた上で、本市の公式ウェブサイトに掲載することとしております。

都市整備部長の挨拶にもございましたように、当検討委員会委員の任期は令和8年3月31日までとなっており、予定している検討委員会は本日で最後となります。

今後は、令和8年3月中に計画の改定・公表を行い、製本印刷の後には、委員・オブザーバーの皆様へ冊子を送付させていただきます。

短い期間での計画改定でしたが、皆さまには多大なるご意見をいただき、厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

これをもちまして、第3回鳥取市緑の基本計画検討委員会を閉会します。本日は、お忙しいところご出席いただきありがとうございました。